

和泉市動物愛護団体支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、市内に生息する飼い主のいない犬猫の保護、里親探し等の動物愛護活動を支援することで、市民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高め、人と動物との共生社会の実現を図り、もって市民の快適な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者の要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる活動拠点をもつて、飼い主のいない犬猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている団体のうち、第3条第2項の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

登録団体は、次に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 市内居住の者を中心に構成され、同一世帯に属していない構成員が3人以上の団体で、各構成員が他の登録団体に加入していないこと。
- (3) 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。

(登録団体の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、団体登録申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 登録団体の定款若しくは規約、又はこれらに準ずるもの
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その審査について、団体登録承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 登録団体の代表者は、登録団体を解散し、又は登録事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに補助率及び限度額は、別表第1のとおりとし、市長が定める期間内に実施されたものでなければならない。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第5号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第6条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付対象事業が完了したときは、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに補助対象事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第8号)
- (2) 事業収支決算書(様式第9号)
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業内容	対象となる経費		
飼い主のいない犬猫の保護及び里親探し、譲渡会の実施	里親探しを含めた保護に要する消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断及び予防接種費、譲渡会の実施に係る消耗品費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等	補助対象経費の1/2 (千円未満は切り捨て)	1団体あたり 上限10万円
飼い主に対する相談会、飼い方セミナー等適正管理に向けた啓発事業の実施	セミナー等の実施に係る講師等の謝金、旅費、消耗品費、備品購入費、会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費等		
<p>* 対象とならない経費 団体維持のための経常的な経費及び視察研修経費、団体の構成員に支払われる賃金・謝礼、飲食費、領収書のない経費等</p> <p>* 大阪府や他の団体等から同種の補助金が交付されている場合は、補助金を交付しないか、もしくは減額する。</p>			